

第1節 産業廃棄物の種類

新規 R7.4.1

1 産業廃棄物とは

◇廃棄物とは

廃棄物とは、自分で利用したり他人に有償で売却できないために不要となったもので、固形状又は液状のものをいいます。ただし、放射性物質及びこれによって汚染されたものは除かれます。

また、廃棄物は、その発生形態や性状の違いから、一般廃棄物と産業廃棄物に大別されており、排出後の処理の責任主体や処理方法が区分されています。

◇産業廃棄物とは

産業廃棄物とは、事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、燃え殻など20種類及び輸入された廃棄物で、「2 産業廃棄物の種類」に掲げるものをいいます。

また、産業廃棄物には、あらゆる事業活動に伴うものと特定の事業活動に伴うものがあり、前述の産業廃棄物のうち、業種指定「有」の表示がある「紙くず」など7種類は、特定の事業活動に伴う場合のみ産業廃棄物に該当するものとされています。

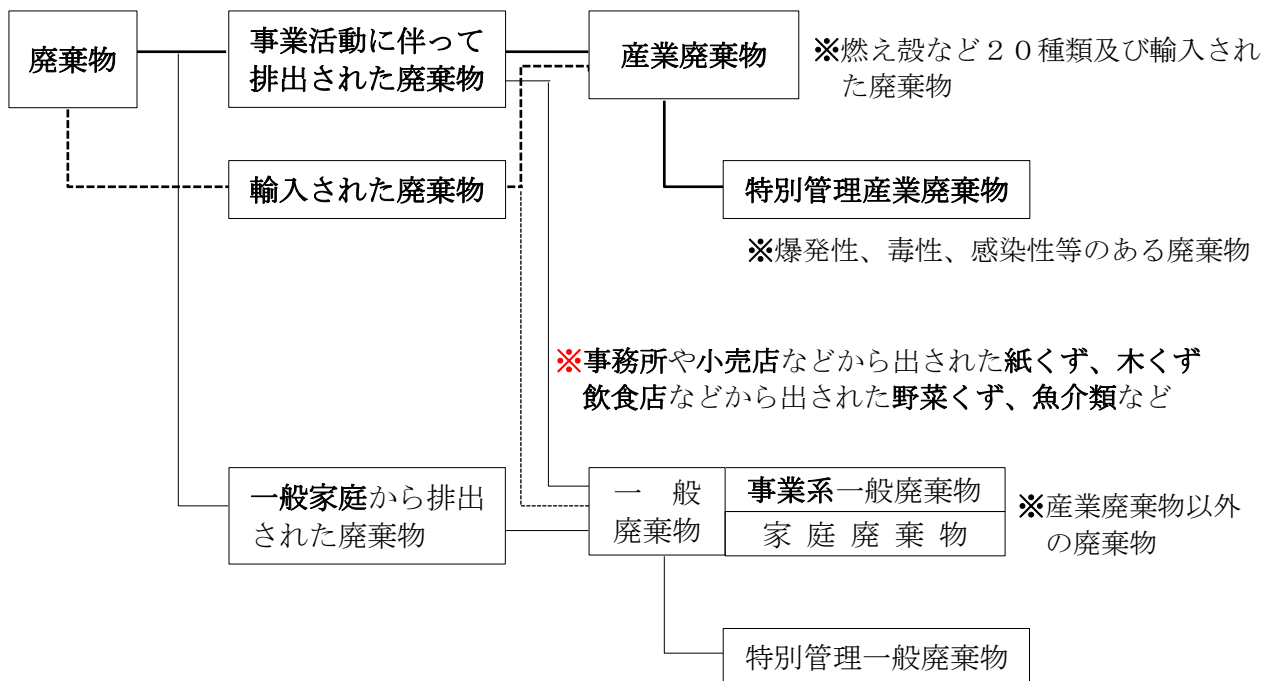
※事業活動とは、製造業や建設業等に限定されるものではなく、商業活動や、水道事業、学校等の公共事業も含めた広義の概念としてとらえられています。

◇特別管理産業廃棄物とは

法では、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有するものを、特別管理産業廃棄物として区分しており、「3 特別管理産業廃棄物の種類」に掲げるものをいいます。

なお、特別管理産業廃棄物は、排出の段階から処理されるまでの間、常に注意して取り扱わなければならないもので、普通の産業廃棄物とは別に処理基準が定められており、業の許可も区別されています。

廃棄物の分類



2 産業廃棄物の種類

●事業活動に伴って生じたもの（法第2条第4項第1号、令第2条）

種 類	業種指定	内 容 及 び 例 示
① 燃 え 殻		事業活動に伴い生じた石炭がら、灰かす、焼却残灰、炉清掃排出物など。 <small>例</small> 石炭がら、灰かす、産業廃棄物の焼却残灰、炉清掃排出物、コークス灰、重油燃焼灰など。
② 汚 泥		工場排水等の処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程等で生じた泥状のものなど、有機性、無機性のすべてのもの。 <small>例</small> 製紙スラッジ、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、ビルピット汚泥、（し尿を含むものを除く。）、下水道汚泥、活性汚泥（余剰汚泥）、糊かす、うるしかす、浄水場沈殿汚泥、凝集沈殿汚泥、めっき汚泥、砕石スラッジ、カーバイドかす、石炭かす、ガラス・タイル研磨かす、不良セメント、建設汚泥など。 ※千葉県では、道路カッター汚泥（舗装の切断作業時に発生する排水）は、廃アルカリとの混合物（pH12.5以上の廃アルカリは特別管理産業廃棄物）になります。
③ 廃 油		鉱物性油、動植物系油脂に係るすべての廃油 <small>例</small> 潤滑油系廃油、切削油系廃油、洗浄油系廃油、絶縁油系廃油、圧延系廃油、作動油系廃油、その他の鉱物油系廃油（灯油、軽油、重油等）、動植物油系廃油（魚油、鯨油、なたね油、豚脂、牛脂等）、廃溶剤類、タールピッチ類、洗車スラッジ（廃油と汚泥の混合物）など。
④ 廃 酸		廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類をはじめとするすべての酸性廃液 <small>例</small> 無機廃酸（硫酸、塩酸、硝酸等）、有機廃酸（ギ酸、酢酸、シュウ酸等）、アルコール発酵廃液、アミノ酸発酵廃液、写真定着液など。 ※中和処理した場合に生ずる沈殿物は「汚泥」
⑤ 廃 アルカリ		廃ソーダ液をはじめとするすべてのアルカリ性廃液 <small>例</small> 廃ソーダ液、金属せっけん廃液、写真現像廃液、舗装切断作業時に発生する汚泥との混合物（pH12.5以上は特別管理産業廃棄物の廃アルカリ）など。 ※中和処理した場合に生ずる沈殿物は「汚泥」
⑥ 廃プラスチック類		合成高分子系化合物に係る固形及び液状の全ての廃プラスチック類 <small>例</small> 廃ポリウレタン、廃スチロール（発砲スチロールを含む）、廃ベークライト、廃農業用フィルム、各種合成樹脂系包装材のくず、合成紙くず、廃合成皮革、廃合成建材、合成繊維くず（ナイロン、ポリエステル、アクリル及びそれらの混紡など）、合成ゴムくず（廃タイヤ、パッキンなど）など。
⑦ 紙 く ず	有	下記(1)～(6)の事業活動に伴って生じた紙くず <small>例</small> 建材の包装紙、建築現場から排出される紙くず、印刷くず、製本くずなど。 (1) 建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの。） (2) パルプ、紙又は紙加工品の製造業 (3) 新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの。） (4) 出版業（印刷出版を行うもの。） (5) 製本業 (6) 印刷物加工業
		PCBが塗付され、又は染み込んだもの。（全業種）
⑧ 木 く ず	有	下記(1)～(6)の事業活動に伴って生じた木くず（竹も含む） <small>例</small> 建設業関係、木材・木製品製造業関係の廃木材、おがくず、バーク類、梱包材くず、板きれ、廃チップなど。 (1) 建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの。） (2) 木材又は木製品製造業（家具の製造業を含む。） (3) パルプ製造業 (4) 輸入木材の卸売業 (5) 物品賃貸業に係る木くず（リース事業者から排出されるリース物品（家具・器具類等）に係る木くず）
		(6) 貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係る木くず
		PCBが染み込んだもの。（全業種）
⑨ 織 維 く ず	有	下記(1)(2)の事業活動に伴って生じた繊維くず <small>例</small> 木綿くず、羊毛くず、麻くず、糸くず、布くず、綿くず、レーヨンくず、建設現場から排出される繊維くず、ロープなど。 (1) 建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの。） (2) 繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）

PCBが染み込んだもの。(全業種)

種 類	業種指定	内 容 及 び 例 示
⑩ 動植物性残渣	有	<p>食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した動物植物に係る固形状の不要物</p> <p>例 魚及び獣の骨、皮、内臓等のあら、ボイルかす、缶詰・瓶詰め不良品、乳製品、精製かす、醸造かす、発酵かす、あめかす、のりかす、野菜くず、原料として保管しているもので不良となったものなど。</p> <p>※飲食店等から生ずる動植物性残渣、厨芥類、売れ残り食料品は、事業系一般廃棄物</p>
⑪ 動物系固形不要物	有	と畜場法のと畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する法律の食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
⑫ ゴムくず		<p>天然ゴムくず</p> <p>例 切断くず、ゴムくず、ゴム引布くずなど。</p> <p>※廃タイヤは廃プラスチック類(合成ゴムくず)</p>
⑬ 金属くず		例 鉄くず、空き缶、スクラップ、ブリキ・トタンくず、銅線くず、研磨くず、切削くず、溶接かすなど。
⑭ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		<p>(1)ガラスくず</p> <p>例 廃空ビン類、板ガラスくず、破損ガラス、ガラス繊維くずなど。</p> <p>(2)コンクリートくず</p> <p>例 製造過程等で生じるコンクリートブロックくず、インターロッキングくず</p> <p>(3)陶磁器くず</p> <p>例 陶器くず、磁器くず、レンガくず、石膏ボード(紙くずの混合物)など。</p>
⑮ 鉱さい		例 高炉・平炉・電気炉等溶解炉からの残さ(スラグ)、キューポラ溶鉱炉のノロ、不良鉱石、粉炭かす、鋳物廃砂など。
⑯ がれき類		<p>工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物</p> <p>例 コンクリート破片、アスファルト・コンクリート破片、レンガ・瓦などの破片</p>
⑰ 動物のふん尿	有	<p>畜産農業に該当する事業活動に伴って生じた動物ふん尿</p> <p>例 牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、兎・毛皮獣などのふん尿</p>
⑱ 動物の死体	有	<p>畜産農業に該当する事業活動に伴って生じた動物の死体</p> <p>例 牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、兎・毛皮獣などの死体</p>
⑲ ばいじん		大気汚染防止法のばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法の排出ガス規制の対象となる特定施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの。
⑳ 産業廃棄物を処分するために処理したもの		<p>①～⑱の産業廃棄物又は輸入された廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの。</p> <p>例 有害汚泥のコンクリート固形化物など。</p>

※ 上記の産業廃棄物のうち、工作物(建築物を含む)の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの(廃石綿を除く。)は、石綿含有産業廃棄物に該当します。平成18年10月に石綿含有産業廃棄物の産業廃棄物処理基準が定められ、これに従った収集運搬が必要となりました。
(「取り扱う産業廃棄物と運搬施設について」等 P17 参照)

※ 平成29年10月1日から、水銀廃棄物に処理基準等が定められ、「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」の産業廃棄物を収集運搬する事業者は、これに従った収集運搬が必要となりました。
(水銀廃棄物リーフレットを参照)

●**輸入された廃棄物**（法第2条第4項第2号）

輸入された廃棄物のうち、上記①～⑳の廃棄物、航行廃棄物、携帯廃棄物を除くもの。

航行廃棄物とは；船舶内又は航空機内にある船員等又は航空機乗組員等の日常生活に伴って生じたゴミ、し尿その他の廃棄物

携帯廃棄物とは；入国する者の外国における日常生活に伴って生じたゴミ、その他の廃棄物で、入国する者が携帯するもの。

注1 上記の産業廃棄物のうち、特別管理産業廃棄物となるものを収集運搬する場合は、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可が必要です。

注2 上記の産業廃棄物のうち、建設現場から出る「⑥廃プラスチック類」「⑭ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」「⑯がれき類」は石綿含有産業廃棄物に該当することがあるので申請の際は留意してください。

また、石綿含有仕上塗材は廃棄物になったものは、「②汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）」に該当する場合があります。

3 特別管理産業廃棄物の種類

(法第2条第5項、令第2条の4)

種 類	性 状 及 び 例 示
廃 油	引火点70℃未満の燃焼しやすいもの。 ㊦ 廃揮発油類(ガソリン、シンナー等の廃溶剤)、廃灯油類、廃軽油類
廃 酸	pH値(水素イオン濃度指数)が2.0以下の酸性廃液 ㊦ 廃濃硫酸、廃濃硝酸など。
廃 アルカリ	pH値(水素イオン濃度指数)が12.5以上のアルカリ性廃液 ㊦ 強アルカリ廃液など。
感染性産業廃棄物	医療関係機関等において生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物又はこれらのおそれのある産業廃棄物 ㊦ 廃血液等の病理廃棄物、注射針、メス、ピンセット、注射器、手袋等の使用済医療機材、使用済衛生材料など。
特定有害産業廃棄物	
廃 P C B 等	廃PCB、PCBを含む廃油 ㊦ 熱媒体、電気絶縁油など。
P C B 汚 染 物	①汚泥(PCBが染み込んだもの。) ②廃プラスチック類(PCBが付着し、又は封入されたもの。) ③紙くず(PCBが塗布され、又は染み込んだもの。) ④木くず(PCBが染み込んだもの。) ⑤繊維くず(PCBが染み込んだもの。) ⑥金属くず(PCBが付着し、又は封入されたもの。) ⑦陶磁器くず(PCBが付着したもの。) ⑧がれき類(PCBが付着したもの。)
P C B 処 理 物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもので、環境省令に定める基準に適合しないもの。
廃 水 銀 等 及びその処理物	特定施設において生じた廃水銀又は生じた廃水銀化合物(水銀使用製品を除く。)、廃棄物処理施設等で回収した廃水銀、廃水銀等の処理物で基準(水銀の精製設備を行われる精製に伴って生じた残さであること)に不適合のもの。
廃 石 綿 等 (飛散性のあるもの)	①石綿建材除去事業により除去された吹きつけ石綿及び石綿含有の保温材、断熱材、耐火被覆材 ②特定粉じん施設で生じた石綿で集じん施設で集められたもの。 ③石綿建材除去事業、特定粉じん施設又は集じん施設を設置する事業場等で用いられ廃棄された石綿付着のおそれのある用具、器具類
有害産業廃棄物	特定施設において生じたものであって、政令に定める有害物質を基準値を超えて含むもの。 ㊦ 燃え殻、廃油(廃溶剤)、汚泥、廃酸、廃アルカリ、ばいじんなど。 ○ 政令に定める有害物質 1 アルキル水銀化合物 14 1,2-ジクロロエタン 2 水銀又はその化合物 15 1,1-ジクロロエチレン 3 カドミウム又はその化合物 16 シス-1,2-ジクロロエチレン 4 鉛又はその化合物 17 1,1,1-トリクロロエタン 5 有機リン化合物 18 1,1,2-トリクロロエタン 6 六価クロム化合物 19 1,3-ジクロロプロペン 7 砒素又はその化合物 20 チウラム 8 シアン化合物 21 シマジン 9 P C B 22 チオベンカルブ 10 トリクロロエチレン 23 ベンゼン 11 テトラクロロエチレン 24 セレン又はその化合物 12 ジクロロメタン 25 ダイオキシン類 13 四塩化炭素 26 1,4-ジオキサン

建設廃棄物の種類及び主な内容

種 類	内 容 及 び 例 示
① 汚 泥	含水率が高く微細な泥状の掘削物 ※泥状とは、標準仕様ダンプトラックに山積みができず、また、その上を人が歩けない（コーン指数が概ね200kN/m ² 以下又は一軸圧縮強度が概ね50kN/m ² 以下）をいう。 例 場所打杭工法、泥水シールド工法等によって生ずる廃泥水など。 ※千葉県では、道路カッター汚泥（舗装の切断作業時に発生する排水）は、「汚泥」、「廃アルカリ」の混合物（pH12.5以上の廃アルカリは特別管理産業廃棄物との混合物）になります。
② 廃 油	例 防水アスファルト、アスファルト乳剤等の使用残さ（タールピッチ類）など。
③ 廃プラスチック類	例 廃発泡スチロール等の梱包材、廃ビニール、合成ゴムくず、廃シート類など。
④ 紙 く ず	工作物の新築、改築、又は除去によって生ずる紙くず 例 包装材、ダンボール、壁紙くず、障子紙くずなど。
⑤ 木 く ず	工作物の新築、改築、又は除去によって生ずる木くず 例 型枠、足場材等、内装・建具工事等の残材、抜根・伐採材、木造解体材など。 ※千葉県内では、平成26年2月27日付けの県の通知により、工作物の新築、改築、又は除去によって生じた「竹」は木くずとして取り扱うこととされています。
⑥ 織 維 く ず	工作物の新築、改築、又は除去によって生ずる繊維くず 例 廃ウエス、縄、ロープ類など。
⑦ ゴ ム く ず	天然ゴムくず
⑧ 金 属 く ず	例 鉄骨鉄筋くず、金属加工くず、足場パイプ、保安堀くずなど。
⑨ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	例 ガラスくず、タイル衛生陶磁器くず、耐火レンガくず、石膏ボード（紙くずの混合物）など。
⑩ が れ き 類	工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物 例 コンクリート破片、アスファルト・コンクリート破片、レンガ破片など。
特別管理産業廃棄物	
廃 油	例 揮発油類、灯油類、軽油類（シンナー、燃料等の残り）
廃 PCB 等 及び PCB 汚 染 物	例 トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器など。
廃 石 綿 等	飛散性アスベスト廃棄物

※ 上記の産業廃棄物のうち、工作物（建築物を含む）の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの（廃石綿を除く。）は、石綿含有産業廃棄物に該当します。平成18年10月に石綿含有産業廃棄物の産業廃棄物処理基準が定められ、これに従った収集運搬が必要となりました。（「取り扱う産業廃棄物と運搬施設について」等、P16 参照）

注 上記の産業廃棄物のうち、建設現場から出る「廃プラスチック類」「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」「がれき類」は石綿含有産業廃棄物に該当することがあるので申請の際は留意してください。

また、石綿含有仕上塗材が廃棄物になったものは、「汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）」に該当する場合があります。

第2節 許可申請にあたって

1 許可申請等の種類

区分	説明
許可申請	<p>新規許可申請</p> <p>次のような場合に該当するとき。 ①千葉県内(千葉市、船橋市、柏市のうちのひとつの市区域のみで行う場合を除きます。)で新たに収集運搬業を行う場合 ②個人事業者が法人を設立した場合 ③許可を受けている法人が吸収合併等で消滅し、存続法人が引き続き業務を行う場合。</p>
	<p>更新許可申請</p> <p>許可期限日以降も事業を継続するとき。 ※許可の有効期限日の3ヶ月前の月から申請の受付をしておりますので、期限日までに許可が得られるよう、余裕をもって申請してください。</p>
	<p>事業範囲変更許可申請</p> <p>次のような場合に該当するとき。 ①取り扱う産業廃棄物の種類(品目)を追加し、又は限定を解除する場合 ②新たに積替え又は保管を行う場合 ※②については、事前に千葉県廃棄物指導課に相談してください。</p>
届出	<p>変更届</p> <p>次の事項を変更したとき。(変更の日から10日以内に届出、ただし、法人にあつて登記事項証明書の添付を必要とする場合には、30日以内に届出をしてください。) ①個人事業主の住所、氏名 ②法人の住所、名称、組織、役員、株主、出資者 ③法定代理人 ④政令使用人 ⑤事務所の所在地(住居表示) ⑥運搬車両等、運搬機材 ⑦駐車場等 ⑧千葉市、船橋市、柏市の区域内における積替え保管の有無</p>
	<p>廃止届</p> <p>事業の全部又は一部を廃止したとき。(廃止日から10日以内に届出)</p>

注 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物は、それぞれ許可申請(届出)が必要です。

2 許可の要件

産業廃棄物収集運搬業の許可を取得するには、法第14条(産業廃棄物)又は第14条の4(特別管理産業廃棄物)に規定する許可の要件に適合していなければなりません。

許可の要件は、

- ① 事業の用に供する施設及び申請者の能力が、その事業を的確に、かつ、継続して行うに足るものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- ② 申請者が欠格条項に該当しないこと。

とされており、あらかじめ、これらの要件を満たしておく必要があります。

●事業の用に供する施設に係る基準について (積替え又は保管を行わないもの)

事業の用に供する施設とは、運搬車、運搬船、運搬容器、駐車施設、洗車施設などが該当します(積替え又は保管を行う場合は、積替施設、保管施設、積替作業に必要な重機等も該当)。

また、施設に係る基準は、①産業廃棄物が飛散し、流出し、悪臭が漏れるおそれのない施設を有

すること、とされており、②特別管理産業廃棄物については、これに加えて、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類に応じ、その収集又は運搬に適する施設を有すること、とされています。

したがって、収集又は運搬を行う予定の産業廃棄物の性状、形状、取扱量などに応じ、それに適する車輛、容器などを選定し、確保しておく必要があります。

※取り扱う産業廃棄物と運搬施設 (P16)

●申請者の能力に係る基準について

申請者の能力とは、①事業を的確に行うに足りる知識、技術を有すること、②事業を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すること、とされており、

知識、技術については、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターの講習会(収集・運搬課程)を受講し、修了証の交付を受けた者を、事業を的確に行うに足りる知識、技術を有する者とみなしており、次に掲げる者が当該講習会を修了していることが必要です。

- ・申請者が法人の場合 役員又は政令使用人(提出書類一覧表の注釈を参照)
- ・申請者が個人の場合 申請者又は政令使用人(提出書類一覧表の注釈を参照)

経理的基礎については、事業において利益が計上されず、かつ、債務超過の状態にある申請者は、許可の要件に適合しないとする考え方があります。

●欠格条項について

法第14条第5項第2号(産業廃棄物)又は第14条の4第10項第2号(特別管理産業廃棄物)で、法に従った適正な業を遂行することが期待できない者(破産者、暴力団員、その他)を規定しており、申請者(法人の役員、株主、出資者、法定代理人、政令使用人も対象)が当該条項に該当しないことが必要です。

なお、許可後に該当することとなった場合は、当該許可は取り消されます。

3 許可の申請先

産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合は、収集する区域(場所)及び搬入場所を管轄する都道府県知事の許可を受ける必要があります。

ただし、以下の場合は当該市長の許可が必要です。

- ①千葉市・船橋市・柏市の区域内で積替え保管を行う場合
- ②千葉県内において、千葉市・船橋市・柏市のうちのひとつの市区域のみで行う場合
 - 〔 政令市・・・千葉市
 - 〔 中核市・・・船橋市、柏市

第3節 許可申請の手続き及び留意事項

1 許可申請書等の作成に係る事前相談

千葉県産業資源循環協会において次のとおり行っておりますので、ご利用ください。

なお、PCB等に係る申請については、県（廃棄物指導課）に事前相談してください。

電話相談	<ul style="list-style-type: none"> 各種許可申請等の作成に係る電話相談 ※積替又は保管に関する事項は含みません。 月曜日～金曜日、9:00～17:00 TEL 043-239-9921 	<ul style="list-style-type: none"> ※積替え又は保管に関する事項については、県（廃棄物指導課）が下記により行っている説明会に含まれております。
新規許可申請に関する説明会	<ul style="list-style-type: none"> 新規許可申請にあたっての留意事項など。 ※積替又は保管に関する事項は含みません。 毎月第2・第4金曜日、午後3時から（協会会議室）※予約不要 	<ul style="list-style-type: none"> ◇中間処理施設等設置手続きに関する説明会（無料）毎月第2・第4金曜日午後1時30分から（協会会議室）当日の空席状況を確認下さい。 TEL 043-223-2655

注1 許可申請書等の作成に係る個別面接相談は行っておりません。

注2 電話相談は、申請者の応対中（申請書類の確認）の場合には即応できないことがありますので、ご承知おきください。

注3 説明会は、業務の都合により中止する場合がありますので、あらかじめ協会事務局に確認のうえおいでください。（TEL 043-239-9920）

2 許可申請書等の提出

(1) 提出先

許可申請書の提出は予約制です。電話予約後（予約番号を取得）ちば電子申請サービスより申請行い、協会（下記提出先）へ郵送ください。＊許可申請書類が同封されている事が分かるように提出ください。

取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 積替え又は保管を行わない各種許可申請 ※変更等の届出が更新又は事業範囲変更の許可申請と同時の場合 ⇒ P10・11参照 	<ul style="list-style-type: none"> ※左記以外は、直接県で受付しております。 下記へ電話予約（変更等届出のみの場合は不要）のうえ提出してください。
提出先	<ul style="list-style-type: none"> 〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビルディング5階 (一社)千葉県産業資源循環協会 申請窓口 宛 ＊封筒に「許可申請書類在中」と記載 TEL 043-239-9921 ・ FAX 043-239-9922 	<ul style="list-style-type: none"> ◇千葉県庁（本庁舎4階） 環境生活部廃棄物指導課指導企画班 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 （JR本千葉駅から徒歩5分） TEL 043-223-2654 FAX 043-221-5789

注1 予約の受付は随時行っておりますが、申請者の応対中（申請書類の確認）の場合には即応できないことがありますので、ご承知おきください。

注2 許可申請件数が増加の傾向にありますので、申請日（予約日）が概ね1ヶ月以上先になることがあります。

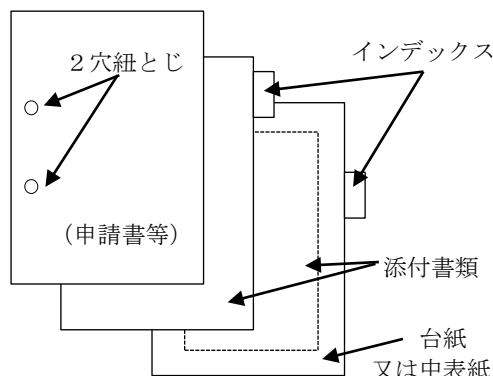
(2) 提出書類及び部数等

許可申請等の区分に応じ、新規許可申請等提出書類一覧(P14~P15)に掲げる書類を**正本1部**を作成し提出してください。

● 書類の綴じ方

許可申請等書類は、左側に2穴パンチで穴を開け、**提出書類一覧に記載されている順番に綴じ紐で綴じ**(テープ、ファイル等は使用しないでください。)、**添付書類の項目(提出書類一覧(インデックス)に示す項目によってください。)**を表示した**インデックス**を上から段差を付けて貼付してください。

なお、インデックスは、書類に直接貼付してさしつかえありませんが、A4版より小さい書類があるときは、当該書類をA4版の白紙に貼付するか、インデックス貼付用の白紙(中表紙)を入れ、その後に綴じ込むなどにより、インデックスが隠れないよう工夫してください。



(3) 許可申請手数料及び納付方法

許可申請にあたっては下記の許可申請手数料が必要です。

令和7年1月6日より「ちば電子サービス」を利用した電子納付が開始されました。

令和7年4月1日からは収入証紙による受付は停止し、原則電子納付のみの取扱になります。

区 分	新規許可申請	更新許可申請	変更許可申請	変更(廃止)届
産業廃棄物	81,000円	73,000円	71,000円	不要
特別管理産業廃棄物	81,000円	74,000円	72,000円	

注 変更許可申請とは「事業範囲の変更許可申請」をいう。

3 許可申請書等の作成、提出にあたっての留意事項

(1) 許可申請等の様式

許可申請書等の様式は環境省令で規定されたものですが、添付書類(公的な証明書類を除く。)の様式は千葉県独自のものです。必ず指定の様式によってください。

また、各書類は、当該様式の備考欄等の記載事項をよく確認のうえ作成してください。

(2) 同時申請等における重複書類の添付省略

同時に2件以上の許可申請(届出)をする場合には、申請(届出)書への添付書類のうち重複するものを省略することができます(各許可申請等提出書類一覧の備考欄を参照)。

また、優良産廃処理業者認定制度による認定等の適合者は、許可申請時に添付する書類のうち、申請者が法人である場合は定款の写しを省略することができます。

● **添付の省略例** (概ね次によってください。)

- ①「産廃」と「特管」の新規許可申請など、同種の申請等を同時に行う場合 ⇒ 一方を省略
- ②新規許可申請とその他の許可申請を同時に行う場合 ⇒ 新規以外の許可申請について省略
- ③更新許可申請と事業範囲変更許可申請を同時に行う場合 ⇒ 事業範囲変更許可申請について省略

※省略可能な重複書類(書類を省略した場合は、省略した書類を明記してください。)

- ・定款
- ・履歴事項全部証明書
- ・住民票
- ・登記されていないことの証明書
- ・講習会修了証
- ・決算書類
- ・納税証明書
- ・誓約書
- ・駐車場の案内図
- ・駐車場に係る土地の登記事項証明書または土地等の賃貸借契約書の写し
- ・重複する車両等の写真、車検証の写し(電子車検証の場合は「自動車検査証記録事項」)
- ◎決算書類とは、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表
- 「産業廃棄物収集運搬業の更新許可申請と事業範囲変更許可申請」又は「特別管理産業廃棄物収集運搬業の更新許可申請と事業範囲変更許可申請」の同時申請の場合は、下記書類も省略可
 - ・資金調達
 - ・変更事項確認書(様式2)

(3) 変更等の届出

許可及び届出の内容に変更が生じた場合は、変更が生じた日から10日以内に変更届出書により変更の届出(法第14条の2第3項、第14条の5第3項)をする必要があります。ただし、法人にあって登記事項証明書の添付を必要とする場合には、30日以内に変更届出書を提出してください。

(提出窓口は、県庁廃棄物指導課となります。)

なお、当該届出が更新又は事業範囲変更許可申請と同時に行うこととなる場合は、更新又は事業範囲変更許可申請の変更に係る書類(変更事項確認書)を添付することにより変更届出書を作成する必要はありません(事業の一部を廃止したとき(廃止届出書)も同様です)。

(4) その他

- ① 住民票抄本などの公的な書類(納税証明書を除く。)は、申請日(予約日)前3ヶ月以内に発行されたものがが必要です。

これらの書類の確保にあたっては、千葉県における許可申請の予約状況に留意されるとともに、必ず発行年月日を確認のうえ提出してください。
- ② 許可申請書等の作成を行政書士が行う場合にあつては、申請書第1面の職印欄に職印を押印し、委任者の押印がある委任状を添付してください。

4 許可申請書の受理、審査及び許可証の交付

(1) 許可申請書の受理及び審査

許可申請書の受理(申請を受領した旨の行政庁の認識行為)、当該申請が許可基準に適合しているか否かの審査は、県(廃棄物指導課)が行いますので、申請の内容について、県から直接電話等で照会がある場合があります。

なお、審査の標準処理期間は、許可申請書を受領した日から60日とされています(書類の修正、追加に要した時間、申請手数料が納入されるまでの間は、審査期間に含まれません)。

(2) 許可証の交付

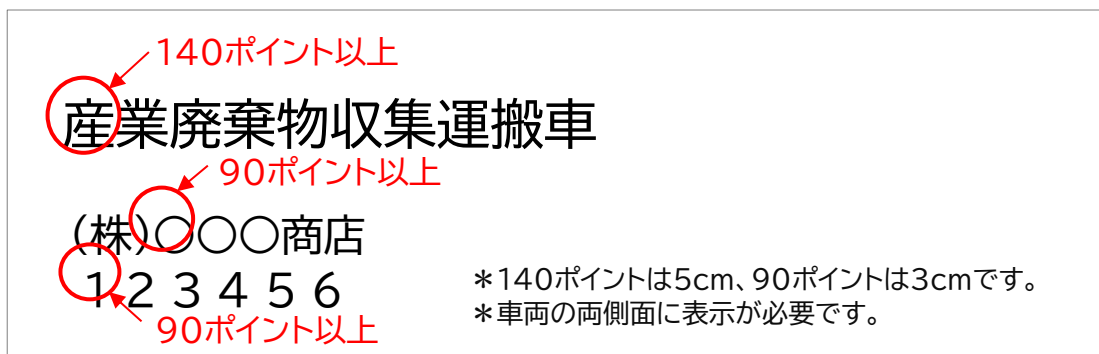
許可証ができると県から申請者(代理申請の場合はその代理人)へメール連絡が届きます。直接受取り(指導課窓口)、もしくは郵送にて受領ください。

詳細については指導課ホームページ「許可の手続(産業廃棄物収集運搬業)」内の「産業廃棄物収集運搬許可申請書預かり後の手続きについて」をご覧ください。

5 収集運搬車の表示等

収集運搬車の表示、書面の備え付け

平成16年9月29日、政令が改正され、平成17年4月1日以降、産業廃棄物の収集運搬車に係る表示及び書面の備え付けが次のとおり義務化されました。



◇収集運搬業に係る収集運搬車の表示

〈表示内容〉

- ・産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨
- ・許可業者の氏名又は名称
- ・統一許可番号（下6けた） 0 1 2 0 0 〇〇〇〇〇〇 ←下線部分

〈表示場所・字の大きさなど〉

- ・車体の両側面に識別しやすい色の文字で鮮明に表示（荷台や牽引される車両への表示も可）
- ・日本工業規格140ポイント以上（氏名・名称、許可番号は90ポイント以上）
- ・表示方法は特に限定がないので、車体にペンキなどで直接記載する、必要事項を記載したマグネットシートを貼付するその他適当な方法によることとし、雨風の影響で不鮮明になったり、走行中の落下などがないようにすること。

◇収集運搬中に備え付ける書面（委託を受けて収集又は運搬を行う場合）

- ・産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- ・産業廃棄物管理票〈マニフェスト〉
（なお、電子マニフェストを使用する場合は、電子マニフェスト加入証、及び、運搬する産業廃棄物の種類・量、運搬委託者、積載日、積載事業場、運搬先事業場を記載した書面、若しくはこれらの電子情報とそれを表示できる機器）
- * 処分業の許可をもっている収集運搬業者が、中間処理後物を自らが運搬する場合には、千葉県産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例による「廃棄物処理票」の備え付けが必要となります。

■ 新規許可申請に係る提出書類一覧（産廃・特管）

令和7年1月6日から適用

提出書類	インデックス	
(1) 産業廃棄物収集運搬業許可申請書(様式第六号)……第1面～第3面 又は特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書(様式第十二号)……第1面～第3面		
(2) 添付書類		
① 申請者等に関する書類(※申請者が個人の場合はウ、法人の場合はア～ウの書類)		
ア 定款又は寄付行為の写し(目的条項に産業廃棄物収集運搬業等を行う旨明記してあるもの。) ・目的条項に上記事項が記載されていない場合は、定款等に当該事項加入の議事録の写しを添付	定款	
イ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(上記事項が登記済で、申請日(予約日)前3ヶ月以内に発行のもの。) (「現在事項全部証明書」は使用できません。)	会社謄本	
ウ 個人事業主又は許可申請書の2～3面に記載した役員、株主(出資者)及び政令使用人等に係る(ア)から(イ)に掲げる書類(申請日(予約日)前3ヶ月以内に発行のもの。) ※同一人があるときは1通で可。各書類は、申請書に記載した順に、それだけを一括して綴り込むこと。	(ア) 住民票の抄本又は謄本(本籍地の記載のあるもの。) ・株主(出資者)が法人である場合は、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(「現在事項全部証明書」は使用できません。) ※個人番号(マイナンバー)の記載のないもの (イ) 登記されていないことの証明書(東京法務局の登記官発行のもの。)[注1] ・外国籍の方も同じ。 ・電子的なものは不可。	住民票 ないこと証明書
② 事業計画の概要を記載した書類		
ア (ア)事業計画の概要書(様式第6号の2(第1面～第5面))(1.事業の全体計画 2.取り扱う産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び運搬量等など) 3.運搬施設の概要 4.収集運搬業務の具体的な計画 5.環境保全措置の概要) ・駐車場の所在地(付近の見取図を添付) (イ)運搬先の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し(運搬先が積替・保管施設の場合添付)	事業計画	
イ 収集運搬業許可証の写し(事業計画における収集場所又は運搬先の都道府県知事等の許可証) ・許可申請中の場合は受理されている許可申請書(第1面)の写し[注2]	許可証	
ウ 運搬先の特別管理産業廃棄物処分業許可証の写し(特別管理産業廃棄物の許可申請に限り添付)		
エ 石綿含有産業廃棄物説明書(別紙様式) ・申請書の「事業の範囲」項目の「2. 取り扱う廃棄物」欄で、「石綿含有産業廃棄物を含む。」とした品目に「汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類」以外の品目がある場合に添付	石綿説明書	
③ 事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面、設計計算書及び当該施設の付近の見取り図		
④ 申請者が事業の用に供する施設の所有権(使用権原)を有することを証する書類[注3]		
ア 車両・船舶・容器等の写真(様式6号の2(第6面、第7面))(申請日(予約日)前6ヶ月以内に撮影のもの。) ※事業計画の概要(第2面)に記載した順に綴り込むこと。	電子車検証の場合は、「自動車検査証記録事項」を添付	
イ 機材等の構造略図(必要に応じて添付)		
ウ 車両等の検査証の写し(申請日(予約日)に有効期間内にあるもの。) ※該当する車両等写真の次に綴りこむこと。 ・車両等が賃貸借等の場合は、検査証に車両等の賃貸借契約書等(船舶の場合は裸備船契約書又はこれに準ずる備船契約書)の写しを添付 ・ディーゼル車規制対象車両は、検査証に粒子状物質減少装置装着証明書の写しを添付	車両等	
エ 駐車場に係る土地の登記事項証明書(申請者の所有地の場合。申請日(予約日)前3ヶ月以内に発行のもの。) 又は土地等の賃貸借契約書等の写し(駐車場が借地等の場合)		
オ 埠頭の使用権原を有することを証する書類(船舶を使用する場合)		
⑤ 事業を行うに足る技術的能力を説明する書類 ・産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会収集・運搬課程修了証の写し(申請日に有効期間内にあるもの。)[注4]		修了証
⑥ 経理的基礎に関する書類		
ア 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 ・事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法(様式6号の2(第8面))	資金調達	
イ 申請者が法人の場合	(ア) 決算書(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表) ※直前3年の各事業年度におけるもの。[注5] (イ) 収支計画書(様式1)(直近の事業年度末の繰越利益剰余金がマイナスの場合に添付) (ウ) 法人税の納税証明書(その1.納税額等証明用)(添付した決算書に対応するもの。)[注6]	決算書 収支計画 納税証明
ウ 申請者が個人の場合	(ア) 資産に関する調書(様式6号の2(第9面)) ・金融機関の残高証明書、市区町村の固定資産評価証明書などを添付 (イ) 申告所得税の納税証明書(その1.納税額等証明用)(直前3年のもの。)[注6] ・給与所得者にあつては、源泉徴収票の写し(直前3年のもの。)	資産調書 納税証明
⑦ 申請者が法第14条第5項第2号に規定する欠格要件に該当しない旨を記載した書類 ・誓約書(様式6号の2(第10面))	誓約書	

備考

- 1 同時に2件以上の許可申請を行う場合には申請書への添付書類のうち重複するものを省略することができます。この場合、添付を省略した申請書(第1面)の左下余白に「別記の添付書類については、同日付け〇〇〇〇許可申請書に添付」と朱書き、「添付を省略した書類の一覧表」を添付書類の当初(①の手前)に添付してください。
- 2 提出書類は、一覧の順に並べ、インデックス(縦書き、段差付けして、2穴紐綴じしてください)。

【注釈】

注1 登記されていないことの証明書とは、後見登記簿ファイルに「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」ことを証明した書類です。申請先は、窓口申請の場合①、郵送申請の場合②です。

①各地方法務局(千葉県;千葉県法務局戸籍課戸籍係 TEL 043-302-1316 千葉市中央区中央港1-11-3)

※各支局及び出張所では業務を取り扱っておりません。

②東京法務局民事行政部後見登録課(TEL 03-5213-1360 〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎)

注2 未申請のために受理されている許可申請書(第1面)の写しが添付できない場合は、次の事項を明記した確約書を添付することができれば、当該写しを申請後に提出することとして差し支えありません。

確約書記載事項; ①申請予定時期

②速やかに許可申請書(第1面)の写しを速やかに提出すること。

③申請書の写しを提出できない場合、事業計画の変更または千葉県への申請を取り下げること。

④千葉県への申請を取り下げた場合、申請手数料の返還は求めないこと。

注3 申請者は、継続して施設の使用権原を有している必要があります。車両等の使用権原を証明する書類は以下のとおりです。

＜車両の使用権原＞

車両の使用権原は、自動車検査証で証明しますが、使用権原があると認められるのは、次の場合です。

①自動車検査証の使用者(所有者欄のみに記載があるときは所有者)と申請者が同じであるとき。

②使用者等と申請者が異なるが、両者で車両の賃貸借等契約(使用貸借のときは承諾書でも可)が締結されているとき。

この場合、契約書等には、次の事項が明記されていることが必要です。

・対象車両の登録ナンバー

・賃貸借等の期間(1年以上)

・申請者の産業廃棄物収集運搬業の用に供すること(明記されていない場合は、その旨の承諾書も添付)。

※同一車両を複数の事業者によって重複使用(二重登録)することは認められていないので、賃貸借等期間が満了したとき又は他の事業者が使用する場合は、当該車両の使用を廃止する旨の変更届書を提出する必要があります。

なお、重複使用や単なる名義上の申請である等その使用実態に疑義があり、又は不法な使用を助長する恐れがある場合は、使用が認められないことがあります。

※電子車検証が発行されている車両については、「自動車検査証記録事項」を提出すること。

＜船舶の使用権原＞

船舶の使用権原を証明する書類は、船舶検査証、裸備船契約書、裸備船契約に準じた備船契約書のいずれかに限ります。

なお、「裸備船契約に準じた備船契約」とは、概ね次の内容が盛り込まれている備船契約をいいます。

・船主は、その属する乗組員に対する労務供給請求権を備船者へ譲渡すること。

・乗組員は、備船者の指揮監督の下に備船者の指定する産業廃棄物の海上運搬を行うこと。

・船主は、備船契約期間中は他の契約に応じないこと。

＜駐車場の使用権原＞

申請者以外の者が所有者の場合は、賃貸借等契約書(使用貸借のときは承諾書でも可)により使用権原を証明します。

この場合、当該契約書等には、次の事項が明記されていることが必要です。

・賃貸借等土地の所在地(駐車場案内図に表示した地番と一致すること。)、面積等

・賃貸借等の期間(1年以上)

なお、当該契約が書面によらない場合は、自動車保管場所証明書(警察署発行のもの。)又は保管場所標章交付申請書の写しを添付してください。

注4 講習会の受講者、許可申請書に添付する修了証

受 講 者	ア 法人の場合 法第14条第5項第2号ニに規定する役員又は令第6条の10に規定する使用人(政令使用人) イ 個人の場合 申請者又は令第6条の10に規定する使用人(政令使用人) ※ 政令使用人の場合は、組織図(当該者が表示されたもの)及び申請者が発行する当該者が政令使用人である旨を証明した書面を添付してください。 政令使用人とは、「申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの」をいう。 ①本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所) ②継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有するものを置くもの
修 了 証	公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター が行う次の講習会の修了証 ア 産業廃棄物収集運搬業許可申請の場合 ・産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規)収集・運搬課程(有効期間5年) ※イの修了証でも可 イ 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請の場合 ・特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規)収集・運搬課程(有効期間5年) ※他都道府県知事等の許可を有している場合は、同講習会の更新の修了証(有効期間2年)でも可(ア、イ共通)

＜受講申込み先＞

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センターホームページ(「JWセンター 講習会」で検索)よりお申し込みしてください。

注5 法人設立後、3期に満たない場合は、決算期を迎えた決算書を、まだ決算期を迎えていない場合には、直近の残高試算表(設立後半年以内のときは開始貸借対照表でも可)を添付してください。

注6 決算期を迎えていない場合は不要です。

未納税がある場合は、納付受託証書(税務署長印のあるもの。)の写しを提出してください(法人の場合)。また、必要に応じて書面で説明(未納の理由、納税計画、税務署との協議経過など)してください(法人、個人共通)。

証明書の請求先は、管轄の税務署です。

● 取り扱う産業廃棄物と運搬施設について

取り扱う産業廃棄物の性状に応じ、環境省令で定める収集運搬施設の基準、他の法令にも違反することのないよう、適切な運搬車両、容器等を選定し、確保してください。

【例】

- ① 土砂等禁止車による鉱さい、がれき類の運搬はしない。
- ② 流動性のある汚泥は、バキューム車等の汚泥専用車を使用する。
- ③ 流出、又は飛散の恐れのある産業廃棄物（液状物、粉体物）をキャブオーバー等で運搬する場合は、ドラム缶等の容器を用いる。
- ④ 感染性産業廃棄物を運搬する場合は、保冷車等を使用し、バイオハザードマークを付した容器を使用する。
- ⑤ 廃石綿等及び石綿含有仕上塗材（石綿含有産業廃棄物）を運搬する場合には、二重梱包できる容器を使用する。
- ⑥ 石綿含有産業廃棄物を運搬する場合は、プラスチック袋又はフレキシブルコンテナなどに入れ、口を縛って運搬する。また、袋に入らないものは、プラスチックシートで包装されていること。
なお、運搬車両は、パッカー車及びプレスパッカー車は運搬できない。
- ⑦ 水銀使用製品産業廃棄物を運搬する場合は、破碎することのないよう、また、他の物と混合するおそれのないように区分して収集・運搬する。
- ⑧ 水銀含有ばいじん等を含む産業廃棄物を運搬する場合は、産業廃棄物の一般的な収集運搬の処理基準に加え、常温で液体であり、揮発するという水銀の特性に鑑み、
○ 蓋付の容器に入れる、二重に梱包する、シートで覆う等、運搬中に揮発した水銀が運搬容器又は梱包から漏れることのないような措置を検討すること。
○ 高温にさらされないために必要な措置を検討すること。

● 産業廃棄物の収集運搬の用に供する施設の基準（積替え保管を行わないもの）

産業廃棄物（規則第10条）	特別管理産業廃棄物（規則第10条の13）
産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。	<ol style="list-style-type: none"> ① 特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。 ② 廃油、廃酸、又は廃アルカリの収集又は運搬を業として行う場合には、当該廃油、廃酸、又は廃アルカリの性状に応じ、腐食を防止するための措置を講じる等当該廃油、廃酸、又は廃アルカリの運搬に適する運搬施設を有すること。 ③ 感染性産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、当該感染性産業廃棄物の運搬に適する保冷車その他の運搬施設を有すること。 ④ その他の特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、その収集又は運搬を行おうとする特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に適する運搬施設を有すること。

● 産業廃棄物と運搬容器の組合わせの例

産業廃棄物の収集運搬には、その性状に応じた車両（専用車）を確保するのが望ましいが、容器を併用することによりキャブオーバー等で運搬が可能な場合が多い。

以下に、産業廃棄物と運搬容器の組合わせを例示したので参考にしてください。

主な容器		主な産業廃棄物
ドラム缶	オープンドラム缶（蓋なし）	燃え殻、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
	オープンドラム缶（蓋つき）	燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、ダスト類
	クローズドラム缶	廃油
	ケミカルドラム缶	廃酸、廃アルカリ
	プラスチックドラム缶	廃酸、廃アルカリ
プラスチック容器		廃酸、廃アルカリ、廃蛍光灯、廃電池
石油缶		廃油
フレキシブル・コンテナ		廃プラスチック類、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、ダスト類
大型コンテナ※		燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ダスト類

※脱着装置付コンテナ専用車用のコンテナは、舟底型（標準型）、密閉型、タンク型、平ボティ型などその種類は多い。

●事業計画について

許可申請の軸をなす**事業計画**は、収集運搬業の基本的事項に関する計画であり、また、法の趣旨が廃棄物の適正な処理を求めるものであることから、**その内容は適法であり、排出事業者から搬入先までの具体的計画が確認できるもの**でなければなりません。

収集運搬業の許可は、この計画に沿って事業が実施されることを前提としており、事業計画の策定にあたって必要な事項を列挙すれば、概ね次のとおりです。

1 予定排出事業者及び取り扱う産業廃棄物

排出事業者から産業廃棄物の運搬の委託を受けることが予定されていること、また、当該事業場から排出される産業廃棄物の種類、性状、業務量などが把握できていることが必要です。

なお、産業廃棄物には、業種指定があるものと、そうでないものがある（木くず、紙くずなどは特定の業種から排出されるものに限り産業廃棄物とされている。）ことに留意してください。（「産業廃棄物の種類」P2～P6 参照）

2 搬入先の処理方法等の確認

搬入した産業廃棄物は、当該処分場等で適正に処理されなければなりません。搬入先処理業の許可の種類だけでなく、処理方法も確認しておく必要があります。

また、搬入先処理業の許可の種類に、限定事項が付されている場合がある（例；汚泥（建設工事汚泥に限る）など。）ので留意してください。

3 産業廃棄物の性状、業務量に応じた運搬施設の確保等

産業廃棄物には、液状、泥状、飛散しやすいもの、有害なものなどがあり、適切な車両、容器等の運搬施設を確保するとともに、その性状に応じた運搬方法も検討しておく必要があります。

また、計画業務量に見合った施設や人員の確保も必要です。

※取り扱う産業廃棄物と運搬施設（P16を参照）

4 収集運搬における環境保全対策

産業廃棄物は、その扱い方によっては人の健康や地域環境を汚染するおそれがあるので、分別収集運搬、迅速な収集運搬、運搬車両・容器等の清潔など、収集運搬における環境保全面について検討しておく必要があります。

また、収集運搬における不測事態の発生時における対応についても検討しておく必要があります。

【注釈】

注1 経済活動の発展に伴って、廃棄物の組成も、分類された20種類の一つに限定されるとは限らなくなってきており、特定家庭用機器廃棄物（家電4品目）は、「廃プラスチック類」「金属くず」「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」の混合物（混合廃棄物）としてとらえられています。

注2 家電4品目のみを収集運搬する場合には指定引取所または中間処理場、廃自動車のみを収集運搬する場合には、解体業者等を予定運搬先の名称及び所在地へ記載してください。

記載例 許可申請書(新規申請の場合)

※「ちば電子申請サービス」から出力したものを添付してください

様式第六号(九条の二関係)

(第1面)

新規

産業廃棄物収集運搬業許可申請書	
千葉県知事 殿	令和〇〇年〇〇月〇〇日
<div style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 申請書第1面別紙以降の書面と合わせて提出してください。 </div>	申請者 〒 000-0000 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 氏 名 株式会社 〇 〇 〇 〇 代表取締役 〇 〇 〇 〇 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 000-0000-0000
担当者情報 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 行政書士申請 氏 名 〇〇行政書士事務所	担当者名 〇 〇 〇 〇 → 職印 電話番号 000-0000-0000 e-mail
<div style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 行政書士申請の場合にあつては、職印欄に職印を押印し、委任者の押印がある委任状を添付してください。 </div>	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	別紙 「事業の範囲」 のとおり
事務所及び事業場の所在地	別紙 「事務所」 及び「事業場」 のとおり
事業の用に供する施設の種類及び数量	別紙 「事業の用に供する施設」 のとおり
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	別紙 「積替・保管施設」 のとおり
※事 務 処 理 欄	予約番号 000000 整理番号 000000000000 受付番号

(日本工業規格 A列4番)

記載例

産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く）申請書 第1面別紙

新規 許可申請用

事業の区分		積替え、保管を行わない				
取り扱う廃棄物		以下のとおり				
No.	種類	取扱いの有無	自動車等 破砕物	石綿含有 産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ば
①	燃え殻					
②	汚泥	○		○	○	
③	廃油					
④	廃酸					
⑤	廃アルカリ	○				
⑥	廃プラスチック類	○		○	○	
⑦	紙くず	○				
⑧	木くず	○				
⑨	繊維くず					
⑩	動植物性残さ					
⑪	動物系固形不要物					
⑫	ゴムくず	○				
⑬	金属くず	○				
⑭	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	○		○	○	
⑮	鋳さい					
⑯	がれき類	○		○		
⑰	動物のふん尿					
⑱	動物の死体					
⑲	ばいじん					
⑳	政令第13号廃棄物	○				
その他の限定 (例：②については、脱水後の汚泥に限る)		⑳については、汚泥をコンクリート固型化したものに限る。				
事務所	郵便番号	000-0000				
	住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地				
	電話番号	000-000-0000				
事業場	郵便番号	なし				
	住所	なし				
	電話番号	なし				
事業の用に供する施設	車両等	4台（4種類）				
	容器	コンテナ 3個（1種類） ドラム缶 5本（2種類） 蛍光灯専用容器 2個（1種類）				
積替・保管施設		なし				

太枠の中に必要事項を記載してください。

該当するものに○を付してください。

取扱い品目に、「廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」の3品目が同時に入っている場合は、以下の点に注意してください。
 ※自動車等破砕物を「含む」場合は、それに伴う事業計画が必要です。
 ※家電4品目のみを運搬する場合は、「その他の限定」欄に「⑥⑬⑭については、特定家庭用機器廃棄物に限る」と記載してください。

取り扱う産業廃棄物に、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を「含む」場合は、それに伴う事業計画が必要です。

許可申請品目の収集運搬に使用するすべての運搬施設（車両等、容器）の種類、数量を記載してください。

注1 申請に係る取り扱う産業廃棄物の種類について、「取扱いの有無」から「水銀含有ばいじん等」までの欄に「○」を記入し、取り扱わない種類は空欄としてください。

注2 「自動車等破砕物」から「水銀含有ばいじん等」以外の限定については、「その他の限定」に記入してください。

(第2面)

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）
	〇〇県	第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号
	〇〇市	平成〇〇年〇〇月〇〇日申請
申請者（個人である場合）		
申請中のものも記載してください。該当ない場合には、「該当なし」と記載してください。		
(ふりがな) 氏名	生年月日	籍 所
住 所		
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住 所	所
〇〇〇〇〇〇 株式会社	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地	
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 籍 所
住 所		
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住 所	所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 籍 所
役職名・呼称		住 所
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 籍 所
役職名・呼称		住 所
〇〇〇〇〇〇	昭00.00.00	□□県□□市□□町□□番地
〇〇〇〇〇〇	代表取締役	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
〇〇〇〇〇〇	昭00.00.00	〇〇〇
〇〇〇〇〇〇	取締役	××県××市××町××丁目××番地
〇〇〇〇〇〇	昭00.00.00	〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇〇〇	監査役	同上

事業範囲変更許可申請書の2面とは様式が違いますので注意してください。

申請者氏名（名称）、役員名には必ずふりがなを付してください

この欄にすべてを記載することができないときは、この欄には「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付してください

許可証の写しは事業計画に係るもの以外は添付を要しません。事業計画に係るものは、事業計画の概要書の末尾（インデックス「許可証」）に添付してください。

申請者が個人である場合はこの欄に記載してください。

法人登記簿に記載された氏名と本名が異なる場合は、本名も併記してください。（漢字表記のある場合は漢字も記載してください。）

外国籍の方の場合は国籍を記載してください。

この欄にすべてを記載することができないときは、この欄には「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付してください。

※ 氏名、法人の名称には必ず「ふりがな」を付してください。

発行株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者がいるとき)

発行済株式の総数	1,000株		出資の額	3,000,000円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍	
		割 合	住 所	
○○○○○○ ○○○○○○	昭00.00.00	400株	□□県□□市□□町□□番地	
		40%	○○県○○市○○町○○丁目○○番地	
○○○○○○ ○○○○○○	昭00.00.00	100株	○○○	
		10%	××県××市××町××丁目×番地	
○○○ 建設 □□建設		500株		
		50%	□□県□□市□□町□□丁目□□番地	
この欄にすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付してください。		%		
		%		
		%		

株主名、政令使用人名には必ずふりがなを付してください。

本名を記載してください。漢字表記のある場合は漢字も記載してください。

外国籍の方の場合は国籍を記載してください。

●令第6条の10に規定する使用人とは
 申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの
 1 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
 2 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有するものを置くもの

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)				
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 籍		
	役職名・呼称	住 所		
○○○○○○ △△△△	昭00.00.00	△△県△△市△△町△△丁目△△番地		
	△△支店長	同上		
この欄にすべてを記載することができないときは、この欄には「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付してください。				

本名を記載してください。漢字表記のある場合は漢字も記載してください。

外国籍の方の場合は国籍を記載してください。

該当ない場合には、「該当なし」と記載してください。

備考
 1 ※欄は記入しないこと
 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。
 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

※ 氏名、法人の名称には必ず「ふりがな」を付してください。

紙くず、木くず、動物のふん尿など業種指定のある産業廃棄物の品目があるので、排出事業者の業種と産業廃棄物の品目には、留意の

事業計画の概要

1. 事業の全体計画(変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

① 事業の概要

- ・建設現場から出る建設系廃棄物を収集し、中間処理場へ運搬する。但し、石綿含有産業廃棄物を含むものは最終処分場へ運搬する。
- ・〇〇工場から出る燃え殻(水銀含有ばいじん等を含まない)収集し、最終処分場に運搬する。
- ・〇〇〇事業場から排出される水銀使用製品産業廃棄物(廃蛍光灯)を収集し、積替・保管施設へ運搬する。

② 営業範囲

- ・埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

積替え保管を行わない場合は、「なし」と記載してください。

2. 取り扱う産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m3/月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所 (処分場の名称及び所在地)
1	木くず	〇t/月	固形状	〇〇建設(株) 千葉県〇〇市〇〇町〇〇番地	なし	(株)〇〇〇〇 千葉県〇〇市〇〇町〇〇番地
2	がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含まない)	〇t/月	固形状	同上	なし	同上
3	がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む)	〇t/月	固形状	同上	なし	(株)〇〇 最終処分場 千葉県〇〇市〇〇町〇〇番地
4	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含まない)	〇t/月	固形状	同上	なし	(株)〇〇〇〇 千葉県〇〇市〇〇町〇〇番地
5	燃え殻(水銀含有ばいじん等を含まない)	〇t/月	固形状	〇〇(株) 〇〇工場 千葉県〇〇市〇〇町〇〇番地	なし	(株)〇〇 最終処分場 千葉県〇〇市〇〇町〇〇番地
6	廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含む)	〇t/月	固形状	〇〇(有) 〇〇工場 千葉県〇〇市〇〇町〇〇番地	なし	〇〇(株) 積替・保管施設 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
7	金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)	〇t/月	固形状	性状(外観形状)は、液状、泥状、固形状、粉粒状の区分により記載してください。	なし	〇〇(株) 積替・保管施設 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
8	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)	〇t/月	固形状	〇〇(有) 千葉県〇〇市〇〇町〇〇番地	なし	〇〇(株) 積替・保管施設 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
9	この欄にすべてを記載することができないときは、この様式の例により作成した続紙に記載し添付してください。					
10	また、特別管理産業廃棄物の品目に限り、運搬先の処分業許可証の写しを要す。					

性状(外観形状)は、液状、泥状、固形状、粉粒状の区分により記載してください。

産業廃棄物の種類欄に、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を「含む」か「含まない」かを必ず記載してください。

排出場所、または処理施設等の所在地が千葉県知事の許可区域外にあるときは、その区域を管轄する都道府県知事等の収集運搬業許可も必要です。(当該許可証の写しの添付を要す。)

備考 取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

許可申請品目の収集運搬に使用するすべての運搬施設を記載してください。

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

3. 運搬施設の概要									
(1) 運搬車両一覧									
車検証に表示のとおり記載してください。									
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は 使用者	備考				
					新規	継続	廃止	産廃	特管
1	脱着装置付コンテナ 専用車	千葉 100 あ 11-11	3,800	(所有者) (株)環境〇〇	○			○	
2	キャブオーバー	千葉 100 い 22-22	8,000	(所有者) (株)〇〇リース (使用者) (株)環境〇〇	○			○	○
3	タンク車	千葉 800 う 33-33	5,000	(所有者) (株)環境〇〇	○			○	
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
事務所の所在地		〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇〇番地〇〇							
駐車場の所在地		同上 ※ 付近の見取図を添付すること。			駐車場の案内図(付近の見取図)を添付してください。地図の複写可。				
(2) その他の運搬施設の概要									
運搬容器等の名称	用途	容量	備考						
コンテナ	木くず、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含まない)	〇m ³ × 3個	容器は、容量と数量を記載してください。						
フレコンバッグ	がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)	〇m ³ × 10個							
蛍光灯専用容器	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)	〇m ³ × 1個							

(3) 積替施設又は保管施設の概要

なし

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

4. 収集運搬業務の具体的な計画(車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を
含む。)

(1)車両毎の用途

車両毎に運搬する品目を記載してください。

①脱着装置付コンテナ専用車

木くず、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、金属類
(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含まない)

②ダンプ

がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)

③タンク車

汚泥(水銀含有ばいじん等を含まない)

④キャブオーバ

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず
(水銀使用製品産業廃棄物(廃蛍光灯)を含む)

水銀使用製品産業廃棄物を収集運搬する場合は、具体的な対象物を記載してください。

(2)収集運搬業務を行う時間

9時～17時(休憩 1時間)

(3)休業日

日曜、祝祭日、年末年始(12月28日～1月3日)

申請者が個人の場合は、役員を申請者と読み替えて記載してください。

兼務者がいる場合は()書きで記載してください。

従業員数の内訳

令和〇〇年〇〇月〇〇日 現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3人	1人	0人	1人	5人	(2) 3人	(1)人	(3) 13人

5. 環境保全措置の概要(運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

収集運搬における環境保全対策を記載してください。

(1)運搬に際し講ずる措置

- ・飛散防止のため荷台にはシートがけを行う。
- ・石綿含有産業廃棄物は他の廃棄物と混ざらないようにフレコンバッグに入れて運搬する。
- ・石綿含有産業廃棄物については、梱包しシートで覆い、他の廃棄物と混合しないように仕切りを設けて運搬する。
- ・石綿含有産業廃棄物については、破碎することのないよう取扱いに注意する。
- ・水銀使用製品廃棄物(廃蛍光灯)については、専用容器に入れて、荷台にロープで固定し、破碎しないように運搬する。
- ・水銀使用製品廃棄物(廃電池)については、プラスチック容器に入れて、荷台にロープで固定し、運搬する。
- ・ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む)については、蓋付きオープンドラム缶に入れ、荷台にロープで固定し運搬する。
- ・感染性産業廃棄物 排出者においてバイオハザードマークを付した容器に入れ、密閉された状態で保冷車で運搬する。

*** 水銀使用製品産業廃棄物(〇〇〇〇)は△△△△という運搬方法を取り、他の廃棄物と混合しないよう、区分して運搬する。**

- ・水銀使用製品産業廃棄物は、破碎することのないよう、また、他の物と混合しないよう区分して収集・運搬してください。
- ・上記の〇〇〇〇には具体的な製品名、△△△△には使用する容器や具体的な運搬方法について、記載してください。

*** 水銀含有ばいじん等は、△△△△という運搬方法を取り、他の廃棄物と混合しないよう、区分して運搬する。**

- ・水銀含有ばいじん等は、運搬中に水銀が揮発しないよう、また、運搬容器から漏れることのないような措置を取り、他の物と混合しないよう区分して収集・運搬してください。
- ・上記の△△△△には、使用する容器や具体的な運搬方法について、記載してください。

(2)積替施設又は保管施設において講ずる措置

なし

(第6面)
運搬車両の写真

車両(船舶)は1台(艘)につき1枚を作成してください。

自動車登録番号又は 車両番号	千葉 100 あ 11-11
前 面 写 真	<p>写真の方向等について図示するのが望ましい。</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の前面(真正面)を撮影すること。 ・ナンバープレートが確認できること。 <p>※写真はカラー写真とする(デジタルカメラを使用する場合は、フィルム写真と同等以上の画質のものに限る。インスタント写真は不可)。</p>
側 面 写 真	<p>新規許可申請の側面表示については、 他自治体で既に許可を有している場合であっても不要です。</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の側面(真横)を撮影すること。 ・名称等の車体の表示が確認できること <p>既に許可を有している場合には所定の事項(「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名(事業者名)」、「許可番号」)が表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。</p> <p>※写真はカラー写真とする(デジタルカメラを使用する場合は、フィルム写真と同等以上の画質のものに限る。インスタント写真は不可)。</p>
	撮影 ○○年○○月○○日

(第7面)

運搬容器の写真

容器は1種類につき
1枚を作成してください。

運搬容器等の名称	コンテナ	用途	木くず、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含まない)、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含まない)
<p>※脱着装置付コンテナ専用車用のコンテナは、舟底型(標準型)、密閉型、タンク型、平ボティ型などの種類い毎に1枚作成してください。</p>			
<p>注意事項 ・容器等の全体が写るように撮影すること。</p>			
<p>※写真はカラー写真とする(デジタルカメラを使用する場合は、フィルム写真と同等以上の画質のものに限る。インスタント写真は不可)。</p>			
		撮影	〇〇年〇〇月〇〇日

運搬容器等の名称	フレコンバック	用途	がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)
<p>注意事項 ・容器等の全体が写るように撮影すること。</p>			
<p>※写真はカラー写真とする(デジタルカメラを使用する場合は、フィルム写真と同等以上の画質のものに限る。インスタント写真は不可)。</p>			
		撮影	〇〇年〇〇月〇〇日

(第8面)

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法			
内 訳	金 額(千円)		
事業の開始に 要する 資金の総額	20,500	資金を必要としない場合は「0」と表示し、金額欄にその理由を記載してください。 ※下段の記載例参照	
土地	購入費 5,000		
事務所1	造成費 2,500 建設費 5,000		
事務所2	造成費 1,500 建設費 3,000		
収集運搬車両	購入費 2,000		
積替保管施設	造成費 2,000 建設費 4,000		
調 達 方 法	自己資金	5,000	
	借入金	15,500	借入金による場合は融資証明書(原本)を添付してください
	○×銀行	15,500	
	その他		
	増資		
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること			

資金を必要としない場合の「理由」の記載例

- ・新規申請の場合 ⇒ 既に〇〇〇業を営んでおり、収集運搬業を行うに必要な施設等を有しているため、新たな資金は不要
- ・更新申請の場合 ⇒ 現有施設等により、収集運搬業の継続が可能であるため、新たな資金は不要
- ・事業範囲変更申請の場合 ⇒ 現有施設等により、新たな品目の収集運搬が可能であるため、新たな資金は不要

この調書は、申請者が個人の場合のみ作成してください。
共有の資産も含まれます。

資産に関する調書(個人用)

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在

資産の種別	内 容	数 量	価 格、金 額(千円)
現金預金	定期預金		3,000
有価証券	株式	1,000株	100
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地	自宅宅地	110㎡	20,000
	駐車場土地		
建 物	自宅	1棟	12,000
備 品			
車 両	ダンプ	1台	3,000
その他			
計			38,100
資産の	営業兼、地上権、その他無形固定資産の権利など記載してください。ください。	数 量	価 格、金 額(千円)
長期借入			19,000
短期借入金	△□銀行		500
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			19,500

残高証明を添付してください

固定資産評価額を記載し、当該証明書を添付してください。

申請者が時価で評価してください

営業兼、地上権、その他無形固定資産の権利など記載してください。ください。

(第10面)

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

作成日を記載してください。

申請者

住所 東京都千代田区〇〇

氏名 株式会社 環境〇〇

代表取締役 環境 太郎

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

法人にあつては、登記簿に記載されている住所、名称等を、個人にあつては住民票に記載されている住所、氏名を、記載してください。

